

日本弁理士会東海会 主催

「知的財産フォーラム2019 in 静岡」

～米国特許実務の真髓とは～

弊会では、日頃より知財制度の普及啓発活動を通じて、社会に貢献することを目指しております。その一環として、特に地域の知財活動を行っている方々を対象に当フォーラムを開催しております。このフォーラムが皆さまの知財活動の一助になりますと幸いです。なお、このフォーラムに加え、週末特許セミナーも静岡、浜松の2カ所で9月よりそれぞれ全3回開催します。追ってご案内差し上げますのでご参加いただければと存じます。

- 内 容 現代の日本において米国は比較的身近であるにもかかわらず、米国特許出願となると「日本出願後、いつ頃何を検討すればよいのだろうか?」「英文明細書の作成を機械翻訳で済ませて大丈夫?」「日本では特許になったのに、米国ではなぜ拒絶されるのか?日本の補正書、意見書と同じにしたのに(怒)」「IDSの提出基準がよく分からない。」、といった疑問が次から次へと浮かぶのと同時に、「米国は審査官によって審査のばらつきが大きいと噂で聞いた」「審査官は明細書を読まないらしい」といった都市伝説チックな心配もよぎります。また、米国出願の経験のある程度積んでも、「前は許された補正文言が今回許されないのはなぜ?」「RCEを何度も繰り返しても許可査定にならない。審査は費用が高いと聞いている。どうしよう?」といった悩みは尽きません。

本フォーラムでは、多くの中小企業のクライアントの米国特許出願等の実務を日々行う田口氏により、米国特許実務の初めの一歩から最近の傾向まで、その真髓をお話します。

- 講 師 英知国際特許事務所 国際部長 弁理士 田口 滋子 氏
(日本弁理士会東海会 静岡県委員会 委員)
- 日 時 令和元年7月19日(金) 14:00~17:15 (受付 13:30より)
- 会 場 グランディエール ブケトーカイ 4F「ワルツ」
(静岡市葵区紺屋町17-1 葵タワー内 電話054-273-5225) ※JR静岡駅北口に直結
- 定 員 50名(定員になり次第、締め切らせていただきます)
- 主 催 日本弁理士会東海会(運営:日本弁理士会東海会 静岡県委員会)
- 参加費 無 料
- 対 象 一般、事業の海外展開を目指す人、中小企業の経営者、知的財産関係者、学生
※本フォーラムは弁理士向け業務研修としても企画しておりますので、弁理士も受講します。

会場地図

駐車場の : お車でご来場の際は、
ご案内 下記案内図のP(1)稲森パーキング7号をご利用ください。
満車の場合は、P(2)~(4)稲森パーキング、P(5)エキバ、P(6)バルシェ駐車場、
もしくは、呉服町名店街契約駐車場をご利用願います。無料駐車券をご用意致します。



※ただし、無料駐車券は#
1時間分のみになります。#

<申込方法・申込書は裏面に掲載>

●講師略歴

静岡県浜松市生まれ。英知国際特許事務所 国際部長 弁理士。本年度静岡県知財総合支援窓口配置専門家。早稲田大学理工学部卒業後、東燃（現：JXTG エネルギー）で石油、石油化学、新素材、新エネルギー、有機構造解析等の基盤研究を行い、アマシャムファルマシアバイオテック（現：GE ヘルスケア）でバイオテクノロジー製品のマーケティング、ライセンス業務、各種契約書業務、技術営業を行う。2014年に英知国際特許事務所に入所、弁理士登録。国内出願の明細書作成から外国出願、調査、鑑定、侵害事件、訴訟等に携わる。

●お申し込み方法

聴講のお申し込みにつきまして、インターネット又は郵便、ファクシミリ（下記申込書に所定事項をご記入の上本状を送付してください）にて下記当東海会までお申し込みください。

またメールでのお申し込みの場合は、申込書の所定事項を必ずご明記の上、下記メールアドレスまでお申し込みください。なお誠に勝手ながら、参加可否のご連絡につきましては、参加不可の場合のみご連絡を差し上げますことあらかじめご了承ください。

●締切り：令和元年7月16日（火）

●申込み、お問合せ先 日本弁理士会東海会

〒460-0008 名古屋市中区栄2-10-19 名古屋商工会議所ビル8階
TEL052-211-3110 FAX052-220-4005 e-mail:info-tokai@jpaa.or.jp
ホームページ <http://www.jpaa-tokai.jp/>

○令和元年度週末パテントセミナーについて

●静岡会場（B-nest 静岡市産学交流センター（ペガサート7階））

（第1回）9月27日（金） （第2回）10月11日（金） （第3回）10月18日（金）

●浜松会場（アクトシティ浜松研修交流センター）

（第1回）9月20日（金） （第2回）10月4日（金） （第3回）10月25日（金）

- ※1. 知的財産（知財）権とは、特許権、実用新案権、意匠権及び商標権の総称である工業所有権（産業財産権）に著作権を含めた総称です。
- ※2. 会場は室温調整が十分に出来ないこともありますので、衣服等で調整できるようにご準備ください。
- ※3. インフルエンザ流行等の事情により中止することがあります。開催中止の場合は東海会ホームページでお知らせします。
- ※4. 日本弁理士会東海会は、愛知・岐阜・三重・静岡・長野県を管轄しております。

日本弁理士会東海会 行（FAX052-220-4005）

<知的財産フォーラム2019 in 静岡 参加申込書>#

お申込み 代表者名	(役職)	(フリガナ)	同伴 参加者名	(役職)	(フリガナ)
				(役職)	(フリガナ)
				(役職)	(フリガナ)
ご住所	〒 -				
会社・団体名				(部署)	
電話番号			F A X		
メールアドレス					
(メール又は郵便による) DMご希望の有無	(郵便等によるDM) <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない <input type="checkbox"/> 登録済 (メールによるDM) <input type="checkbox"/> 希望する <input type="checkbox"/> 希望しない ※現在メールによるDM配信は行っておりませんが今後順次実施する予定です。				

※いただきました個人情報は、本セミナーを円滑に実施するために必要な範囲に限り利用します。また当会からのイベント情報の提供に利用させていただきますことでもあります。#